

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月2日(木)午前9時30分から午前11時15分

2. 開催場所 役場2階 大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員 春日 昭利

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 岡田 圭助
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<岡田事務局長>

おはようございます。

ちょっと定刻より若干時間を過ぎてしまい大変申し訳ありません。

本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

またこの後作業等もございますので、ご協力のほどお願いします。

本日春日推進委員さんが欠席でございます。

それではただいまより次第にもとづいて農業委員会総会開催進めてまいりたいと思いますのでお願いします。それでは開会の挨拶を野澤代理さんお願いします。

【開会】

<野澤代理>

おはようございます。

紅葉が進んできていますが、今日はまた夏日に近いというよくわからないですね。

畑田んぼを見るとなから収穫が終わってあとはリンゴとネギが残って今年も順調というか収量場は別として順調です。

これからの委員会でもスケジュールもありますけども、その辺を確認しながらまた続けて作業がありますので、よろしくお願いします。

農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。

【会長あいさつ】

<宮島会長>

どうもおはようございます。

先日南箕輪で行われた北部3町村の交流会本当にご苦労様でした。4年ぶりの開催ということで大変私はよかったです。ああゆうことは大事だなと思いました。

来年は辰野が当番ということでいろいろご協力またよろしくお願いいたしたいと思っています。

この後、今日は会議のあとソルガムの脱穀っていう作業がありますけど、それもまたよろしくお願ひしたいと思います。

それと先日29日に川島の方のお祭りにちょっと行ってきました。

ローメン食べてきのこ汁食べて新そば食べて焼鳥も食べてきました。食べれるっていうことは一番健康第1だと思いますので、皆さんも今日きのこ鍋やきのこうどんということで作っていただけるということで楽しめます。川島のとき飯澤さんそば美味しかったです。ありがとうございました。今日も審議よろしくお願ひしたいと思います。

【議事録署名委員の指名】

4番の飯澤委員さんと5番の小野委員さんお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～7番朗読】

<山田事務局次長>

1番と2番は譲受人が一緒でありますので、合わせて説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字原田……番、地目は田、面積988㎡と、

大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字原田……番、地目は田、面積1281㎡を、

大字伊那富……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは、申請地近隣の農地を耕作しており、利便性も良いことから申請地を取得し、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

10月10日に大井田さん私、譲渡人の〇〇さんで現地確認してきました。

説明については事務局より説明あった通りです。

〇〇さんも高齢でそろそろ免許を更新をやめようとか言ってましたけれど、実際に耕作されるのは息子さんがやられるそうです。境とかは明確で特に問題ないので、審議よろしく願いいたします。

<宮島会長>

1番につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

2番につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番と4番は譲渡人が一緒でありますので、合わせて説明いたします。

3番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字平出……番地にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、
大字平出……番、地目は畑、面積1000㎡と、
大字平出……番・、地目は畑、面積50㎡と、
大字平出……番・、地目は畑、面積480㎡と、
大字平出……番・、地目は畑、面積250㎡と、
大字平出……番・、地目は畑、面積37㎡、計5筆 1817㎡を、
大字赤羽……番地…にお住まいの〇〇〇〇さんが譲り受けるものです。

4番、所有権の移転でございます。地図は同じく2ページをご覧ください。

大字平出……番地にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、
大字平出……番・、地目は畑、面積182㎡と、
大字平出……番、地目は畑、面積425㎡、計2筆 607㎡を、
大字平出……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが譲り受けるものです。

譲渡人の〇〇さんは、長年耕作をされてきましたが、健康上の都合から今後も続けることが難しくなり、譲受先を探しておられました。

譲受人の〇〇さん、〇〇さんはそれぞれ申請地を譲り受け、農業経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

9月28日ですね。青木さんと譲受人の〇〇さん並びに譲渡人の〇〇さんと現地確認を行いました。

境界もはっきりしてまして、問題はないと思われます。

また、譲受人の〇〇さんの経営規模、だいぶありまして、規模も基盤もしっかりしてるんで、問題はないと思います。よろしくお願いします。

<根橋推進委員>

質問2点あって一つは、売買の場合だったら対価はどのぐらい。あとここで作る作物としてどんな計画になってるか。

<有賀推進委員>

売買でなく贈与です。あとそばを作るそうです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、遺贈による所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

静岡県熱海市伊豆山794番地の7にお住まいでした、故〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字泉水……番・、地目は田、面積36㎡と、

大字伊那富字沢田……番・、地目は田、面積59㎡と、

大字伊那富字西浦……番・、地目は田、面積554㎡、計3筆 649㎡を、

東京都世田谷区玉川田園調布・丁目・番・号にお住まいの〇〇〇さんが遺贈^{いぞう}により受遺するものです。

譲渡人の〇〇さんは令和5年9月にお亡くなりになっていますが、公正証書遺言^{こうせいしょうしょいごん}に基づき、〇〇さんに特定遺贈されるということです。

遺贈を受ける者が相続人以外の第三者であり、かつその遺贈が特定遺贈の場合は、権利取得時に農業委員会の3条の許可を受けることとされております。今回の申請にあたり、遺言公正証書も添付されていました。

譲受人は南箕輪にご自宅があり、保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

今の5番ですけれども下の表がありますけれども、ここの中の真ん中の……番というところについて地図に載ってないんでそこら辺のちょっと説明だけお願いします。

<事務局中澤>

……番・地目は田となっておりますが実はこちら現況が公衆用道路の一部になっていて、地図上にすいません示せませんでした場所は荒神山入口の信号を荒神山方面に入ってもらって、信号を渡る手前の一角がその場所になるようです。ただ今回特定遺贈ということで、ちょっと遺贈による所有権移転になりますので、現況と登記上の地目が違いますが、今回この〇〇〇さんに所有権の移転がされた後に〇〇さんの方から町の方に公衆用道路ということで寄付されるということでお話を進めていただいておりますので、何かちょっとこれはイレギュラーなんですけど3条の中に入れさせていただいております。

<上島委員>

10月10日に、行政書士の〇〇さん、それと大井田さん私で現地確認してきました。遺言による遺贈なので、異議も言えないんですけれどもただ、一番大きいところの畑が隣の畑とも、一つに二つの畑なんだけど一つになっちゃって、営農組合で蕎麦を作っていました。大きいじゃない、すいません一番上の一番小さい36平米のところです。

境も協会もわからないんですけれども、うん。後で後々問題にならないように、隣接の地主の方と、確認をした方がよろしいんじゃないかっていうようなことを伝えておきました。3件一緒にいいいます。

公衆用道路は今説明あった通りですので問題ないと思います。

一番大きい。田んぼについても現在、営農組合で蕎麦を作っていて、これについては特に問題ありませんでした。

以上です。審議よろしくをお願いします。

<根橋推進委員>

質問ですこれ実はいろいろ今後遺贈遺言と農地を町外に在住される方が取得されるケースが結構多いかと思います。

それで今のお話のように遺贈あるいは相続であっても3条の。相続はいいんだね。遺贈の場合特に公正証書っていう場合遺贈が多いと思いますけど、3条許可が必要だということで、許可条件なんですけど、大体例えば県外在住の方に農地を遺贈された場合に、当然、農業経営はできないので、現実には例えば営農組合に貸してあるとか、そういう利用上問題がなく、ないとは思いますが、そういう場合でも要するに許可基準をどういうふうに考えていくか。引き続き例えばそれが所有者としてはそこにあるんだけどそういう農地として農業が見て継続利用されれば、一応名義になっても認めるのか、そういう確約を取ればね。

ところがいやそれ原則通り3条の許可水準で、現に農業機械を所有し、農業経営ができないと評価できないっていう判断なのかその辺をちょっとお聞かせください。

<事務局中澤>

はいその3条の許可基準なんですけれども結局下限面積は撤廃になって残りのその全部全部効率利用でされるっていうことと、あと常時従事するっていうのと、あと地域との調和ってその三つの要件は残る。それが重要になってくるんですけど、その中の町が全部効率利用っていうところの要件の中に本来は本人が耕作をしなきゃいけないのはもちろんなんですけれども、例えば町外にお住まいとかその方が例えばその元々今回の場合だったら営農組合とかそのしかるべき営農者に貸し出しをしていたところを自分が譲り受けて、そこが確実に100%間違いなく耕作されているきちんと耕作をされているっていうことがあれば許可をしてもいい、できるということを、この前ちょっと県の方に聞いたらそれでいいということにそれが全部効率利用の要件の中にも含まれる。

<根橋推進委員>

その場合に個人でいわゆる遺贈者なり行政書士の作った方の意思が例えば地域営農なり特定の方にこれを貸してあるっていうことの事実が証明されて、それが継続されるということが、本人なんら真実か何かで確認できれば許可するということなんです。

そんなあやふやだと許可できないことになるんですね。

<事務局中澤>

ちょっと近所の人に何となく一部だけ作ってもらってるよとかそれは駄目。

確実にきちんと例えば利用権設定なり、きちんと契約をしたもとの、耕作をされてるってことみなされれば、大丈夫。

<根橋推進委員>

そうすると次の問題が許可できないって言った場合にどうしたらいいかってことなんです、その場合は当然例えば大概多くのケースはもう、町外どころか県内のような方が多いと思いますけど、そういう方の場合には新たなそういうその人が新たにですね、例えば地域営農なり、中核農業者の方にそういう方と契約しますと契約して農地を貸していきますって一筆うか、そういうものが確認できれば許可できる、再々申請で許可できるということになります。

<事務局中澤>

そうですね。ただその今回遺贈で初めてのケースだったんでそうなんです今までなくて、普通に相続だったので、特にあんまり考えてなかったんですけど初めて遺贈っていうふうにならちょっと遺贈なので、変な話、受け取る側受遺者ってのは、会社でもいいわけ、企業でもいいし、個人でもいいし県外だろうがどこの人だろうが、受けとれちゃうっていうのがあるので、ちょっとそれは今後ねその3条っていうところで、上に相談していかなきゃいけないなと思う。こういう場合が出てくると思うので、ちょっとそれはどうしようかなと。

<根橋推進委員>

実は私が感じてるところある。現に私もある事件抱えてまして、いろいろあってですね、遺贈は結構増えてきてるんですよ。

相続人意外に渡したいっていう。それで会社みたいなね農業できる会社法人ならまだいいと思うんですけど、個人の場合ね、いろいろ渡す人が例えば女性であったり、

町外どころか県外みたいな形になり、なりうるケースが今後結構多くなるんじゃないかっていうと思うわけですね。その3条の取り扱いってというのは非常に難しくなってくるというふうに感じていたもんですからねちょっと質問させてもらいましたけども今回初めてのケースということなんですよね。

<事務局中澤>

今回受け取る側の方が南箕輪の会社の方が専務さんで今は東京にお住まいもあって、向こうでいろいろいるんですけどゆくゆくは南箕輪の方に帰ってきて、耕作も自分ではしたいと考えている、考えているだけかとわかんないですけど考えているということもあって、致し方ないかな。それまでの間営農組合にお願いしますっていうことでした。

<飯澤委員>

手続き的な事なんですけれども、この所有権移転でこの利用権設定そのものは付随しているという考え方でいいんですね。

18条のその合意解約それで新たな所有権を取得した人が利用権設定していくようなケースがあったと思うんですけど、遺贈の場合既存の3条で取得した場合、付随していくという考え方でいいんですか。

いちいち合意解約しないでそのまま所有権移転に伴って利用権設定もくっついて移転していってもらうのが一番いいと思いますけど今回のケースもいいと思うんですけど。

<事務局中澤>

18条そうですね新たに設定し直すようなそうなりますよね。

<根橋推進委員>

うん、そうですね、利用権設定をされているところも、一度解約をして、やるっていう。ずっと当然そうなると思うんです要件は契約ですので、主当事者死亡により失効しますので、今言われた最後の再度契約し直さないと、設定自体が有効ならない。

けどもそういう印象でねそういう従来の中でね、今回は多分委員会で設定してる利用権設定が、もしかしたら集計に伴って、付随してるものが原則だと避けたいけど著作権を設定してあればそれは住所が変わっても当然継続しますけど、ただ利用権や料金設定程度では全然所有権が限られてます。

当時は嫌だったそれは、解約になっちゃもう変わっちゃってもう移動ですからね。全然承知しなくてもそういう事情を知らなくてももう貰っちゃうわけですから、

どっちもそんなの量刑が設定されるか否か調べようない、知らないでももらえますんでね。

遺贈の前だったら、多分それは継続しないと思いながらやり直さなきゃ駄目で、逆に言えばそれを条件に許可するっていうことでいいと思うんですよ。

条件付きの許可だから。だからそこはちょっと十分検討して検討とかちょっと積み重ねていただいて。

<野澤代理>

ちょっと根橋さんも心配されてると同じでちょっと私の担当エリアのさらに、女性の年配の方が耕作されていない土地が遺贈ってなっちゃったら、あれがもしそうなっちゃったら、こんなところですかね。

耕作もされていない中間管理もない荒廃地みたいなところは。

<根橋推進委員>

そういうそれはちょっと別な議論で、今所有権と利用権の話で遺贈と相続と売買とかそういうその辺の絡み合った話なんですよ。

それで売買とかだったらどう、どう調べるかそういう要件があるかないかすぐわかるし、それを承知の上で所有するんですけど、一番困るのは相続遺贈なんですよ。相続は自然現象でなくなれば、その瞬間発生しちゃってるので、その後どんなに遠くの人だろうが外国だろうが、許可は不要なんですよ。

ところが遺贈の場合はそうじゃないっていうことなので、今のあの3条の許可が必要っていう、そのところは、ねあとそれは荒廃してるとか言う場合は全然また次元の違うじゃないですか。

<野澤代理>

だからその方が独り身で、高齢者でいずれ特にご年配なんですけど申し上げると、もらった土地が荒廃地。それがその方がお亡くなりになったときに、結局こういうように遺贈で動いた場合に。

<根橋推進委員>

亡くなった場合遺贈というのはあくまでね遺言がない限り、はい、できないのね。だからその方がもしそういう遺言あるかどうかわからないですよ。他人は絶対わからない。親族だってまごまごしたらわからないんですよ。

だからそういう公正証書遺言があつて、そこに遺贈というケースがあつた場合は、その人が今言ったことでもし引き継げば今の荒廃地どうするとか、こうしてくれとかってことは言えると思うんですけどね。

そういう名義になればねその方が名義変更になってくれば、その後は当然農地を引き継いだわけだから、はい。

いろんなルールに従ってくれと、農業委員会も言える立場になってくると思うんですけど。

いやいや私はいらないって言われた場合はね、宙に浮いちゃうと思うんですけどね結局相続に戻って相続人ってそれでもいい。相続人の方がいいと思うんですよ。

相続には逃げられないことできないのである意味、相続最低限相続がもし亡くなられた場合は、どなたが相続される方が引き継げばいいんじゃないかと荒れた農地については、遺贈はあくまで他人ですのでね。

他人というか相続権がない人それでいろいろ問題が出てくるんですよ。

<野澤代理>

1人の方が相続する人がいない場合は。

<根橋推進委員>

遺言がなにもなければ国庫になります。この春から法律が変わって。国に行きます。そうすると最終的に農業委員会が何とかすることになるんです。国っていつでも国ではできないんで。

今の関係で地域計画つつうのは、またあるんですけども、そこら辺で10年後に誰がその土地を持ってるかっていう相続の関係を特にしっかりしてもらわないと、そういう問題が出てくるんでそこら辺もね、

今後の課題だとは思いますが。

<宮島会長>

他に何かありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字樋口……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字樋口字原田……番・、地目は畑、面積566㎡を、

同じく大字樋口……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんとは親子であり、生前贈与されるとのことで
す。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能でありま
す。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確
保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当
せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

この件につきましては地元の下田の中でお母さんから息子さんに畑を所有権を移
転するという内容でした。

10月の18日、行政書士の方と瀬戸さんと私と3人で立ち会って、特に問題ありません
ので、よろしくお願いしたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようすの
で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、

大字上島字渡戸…番、地目は畑、面積363㎡と、

大字上島字渡戸…番、地目は畑、面積262㎡と、

大字上島字渡戸…番・、地目は田、面積189㎡と、

大字上島字渡戸…番・、地目は田、面積193㎡と、

大字上島字渡戸…番・、地目は畑、面積9.34㎡と、

大字上島字渡戸…番・、地目は畑、面積191㎡、計6筆 1207.34㎡を、

東京都大田区^く久が原^{はら}・丁目…番・…号にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するも
のです。

譲受人の〇〇さんは、今回空き家バンクに登録されていた宅地と、それに付随した
申請農地を合わせて取得し、農業経営の安定を図りたいとのこと。

農機具は前所有者から引き継ぐということですので、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤委員>

その前に地図で・・・が斜線がありませんけど、特にこれは何か。引き忘れってことで。10月の22日の日に、〇〇不動産が仲介業者として入ったものですから、この〇〇さんと立澤推進委員さんと私とで現地の立会いをいたしました。今の説明にありました通り、空き家に付随する農地取得、3条でありまして、農地については、地籍調査も終わっておりまして、境界は問題がありません。

また〇〇さんという入居予定者については、今説明ありましたが前所有者の根橋さんの農業機械や農具を一式譲り受けておりまして、新規に農業、農業者として、効率的に耕作できると考えられます。

この地図の通り、の一団の土地であって、地域の調和も問題ないと思われますので同意いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<根橋推進委員>

〇〇つやさん年齢はおいくつ。

<飯澤委員>

60歳だそうです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

箕輪町大字東箕輪・・・番地・にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、
大字澤底字後阿原^{うしろあわら}・・・番・、地目は畑、面積562㎡と、
大字澤底・・・番地・・・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字澤底字後阿原・・・番・、地目は畑、面積467㎡と、
大字澤底・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字澤底字後阿原・・・番・、地目は畑、面積795㎡と、
箕輪町大字中箕輪・・・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字澤底字後阿原・・・番・、地目は畑、面積1213㎡と、
大字澤底・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、
大字澤底字後阿原・・・番・、地目は畑、面積1355㎡および、
大字澤底字後阿原・・・番・、地目は畑、面積199㎡、計6筆、4591㎡を、
伊那市前原・・・番地・に所在する株式会社〇〇〇〇が取得し、太陽光発電施設を
新設するための申請であります。

申請地の内、〇〇〇さん所有の・・・番・につきましては、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の〇〇さんは、住宅用地として昭和55年3月に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、通勤に不便なため他に住宅を購入したことで、計画を断念しておりました。今回は継承者である〇〇〇〇が取得し、太陽光発電施設を新設したい計画であります。

譲渡人はいずれも耕作しておらず、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人の株式会社〇〇〇〇は建設・不動産事業の他、発電事業を営んでおり、申請地に太陽光パネル900枚を設置し、売電を行いたい計画です。

また、町外の所在ではありますが、設備の保守点検、安全管理等は徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく、許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは一部農振農用地でしたが、令和5年9月5日に農振除外の公告が済んでおります。

なお、こちらは3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

去る10月7日ですね青木さんと〇〇〇〇の担当者の方と現地確認をいたしました。昨年1回見たんですが今回農振の除外が許可されたということでもって、再度、現地確認を行いました。

今話された通りですね、ソーラーの設置をするということで、辰野町のソーラーに関する規制にありますけど、それをクリアしたという事でもって、許可申請がされたようであります。

地権者が5名6名ですかいるんですが、皆さん、了解をされております。

境はおおむねではっきりとしていますが、工事のする前までにははっきりと境を確認するようす旨の話がございました。よろしくご審議をお願いします。

<宮島会長>

はい、ありがとうございますこの一番の6筆の中に、6ページにあります事業計画変更という、764の1番っていうの住宅から太陽光っていうそういう変更も含んだ6筆になっております。これ一括でいいですね。

<飯澤委員>

手続き的なところなんだけれども、この6ページで計画変更も5条の前提にあるものなので、いうなれば先議、先に議決をしないと、この5条でね、決定ができないような気がするんですけれども、同時でもいいわけですかね。

そこはちょっとねあんまりないケースですので。もしできれば念のために先に計画変更を議決していただいた後この転用の5条の議決をしていただいたらいいかかと思います。

<宮島会長>

私もその辺、まず計画変更して初めて代太陽光ということで、あとその中に、太陽光を入れてくっというような感じはしたんだけど、そこら辺は先に計画変更、事業変更っていうか、そっち採決していきたいと思います。それではまず6ページの事業計画変更ということで住宅で申請あったのを太陽光発電というような変更ということですので、そこら辺何か質問、ご意見ある方。

ないようでしたら、事業計画につきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。(全員挙手)ありがとうございました。

それではこの件の6筆の中にこれが今入りましたので、これにつきまして質問、ご意見のある方。ないようですので、採決したいと思います。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字上島・・・番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字上島・・・番・、地目は畑、面積330㎡を、

東京都足立区千住旭町^{せんじゅあさひまち}・・・番地にお住まいの〇〇さんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。

借受人の〇さんは貸付人の〇〇〇〇さんと親子であり、現在は町外にお住まいですが、こちらに戻られることになったため、父所有の農地に住宅を新築したい計画であります。申請地は、山林と河川に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、父所有の農地であり、他候補地を検討した結果、申請地が最適であり、位置的代替性がなく、許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては飯澤委員、立澤推進委員から意見書をいただいております。

<立澤推進委員>

ただいまの件、ご報告いたします。

10月11日の午後〇〇委員と私とそれから所有者の〇〇〇〇さんの3名で現状を確認しました。ここは元々〇〇〇〇さんの住宅地であった場所を前の方に住宅を移転したためにそこが更地になって農地で一部使用してるという場所であります。

周りは今生活されてる方もいらっしゃるしまして、上下水道とか、そういったものに関しては接続ってどうか、使用がが可能になっている、というような場所があつてあります。今話ありましたように、外交関係ということでお戻りになったときの住宅のことで、そういう趣旨のようです。

ご審議よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですの
で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

栃木県宇都宮市立伏町^{りゅうぶくちょう}・・・番地・・・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字辰野字甘露井^{かんろい}・・・番・、地目は畑、面積296㎡を、
塩尻市大門・丁目・番・・号 にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、住宅を新築する
ための申請であります。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、町外にお住まいで、耕作の予定もないことから、有効活用を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、現在町外のアパートで生活していますが、今後家族が増えることや、利便さを考え、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2
項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

先月の16日の日に根橋さんと私、業者の〇〇不動産と現地調査を行いました。
上辰野の中道線の沿線にありまして〇〇さんはこちらの方へ戻ってくることがないとい
うことで譲渡したいというお話でした。周りには住宅もありますし、杭もしっかりして
おりますので特に問題がないと思います。よろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですの
で、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計11件、23筆、面積は27,934㎡、詳細は議案書の8ペー
ジの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の9ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

【その他】

○農業委員会活動記録簿の提出について

→総会後提出をお願いします。

○10月11日開催「女性の新任委員初任者研修会」用資料配布について

→資料配布

○農業者年金啓発グッズ配布について

→グッズ配布

○令和5年度農業功績者・農業名人認定候補者の推薦について

→該当者がいれば事務局まで

○農地相談会報告について

→3件の相談有

○今後の会議日程について

→長野県農業委員会大会出席確認

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について

→脱穀作業

○次回委員会総会開催日:12月5日(火)9時30分 役場第2会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

ちょっと実はですね情報を簡単に言うと、先週ですね岡田課長たちで今の地域計画のところも含めてですね、長野市農業委員の〇〇さんっていう方からいろいろお話をしてきました。

ちょっとそんな感想をですね先週の研修会で受けて帰ってきましたので、ちょっと今日ご紹介させていただきます。

令和 年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印